

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込み等

一 指定支援法人は、農林中央金庫から震災特例組合等が発行する優先出資の引受け等に係る要請を受けた場合において、農水産業協同組合貯金保険機構に対し特定優先出資等の取得に係る申込みをしようとするときは、農林中央金庫を通じて、当該要請に係る震災特例組合等に対し、信用事業強化計画の提出を求めなければならないものとする。

二 機構は、指定支援法人から平成二十九年三月三十一日までに一の申込みを受けたときは、主務大臣に対し、指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めなければならないものとする。

(附則第三条関係)

第二 信用事業強化計画等

指定支援法人が第一の二の申込みをする場合には、当該申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等は、機構を通じて、信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならないものとともに、農

林中央金庫は、機構を通じて、信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないものとするこ
と。
(附則第四条関係)

第三 震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定

主務大臣が信用事業強化計画等の提出を受けたときにおいて特定優先出資等の取得を行うべき旨の決定
をするための要件等を定めること。
(附則第五条関係)

第四 信用事業強化計画等の公表

主務大臣は、第三の決定をしたときは、信用事業強化計画等を公表するものとする事。
(附則第六条関係)

第五 信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置

一 計画提出組合等又は農林中央金庫は、信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況につい
て、機構が取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還等を受けるまでの間、主務大
臣に対し、報告を行わなければならないものとする事。

二 主務大臣は、機構が取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還等を受けるまでの

間、信用事業強化計画等の履行状況に照らして必要があると認めるときは、計画提出組合等又は農林中
央金庫に対し、監督上必要な措置を命ずることができるものとする。

(附則第八条及び第九条関係)

第六 信用事業強化計画の実施期間が終了した後の措置

一 機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等は、信用事業強化計画の実施期間が、機構が当
該特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還等を受けるまでの間に終了する場合にあつては
、新たな信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならないものとする。

二 農林中央金庫は、震災特例組合等が一により新たな信用事業強化計画を提出する場合にあつては、新
たな信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないものとする。 (附則第十条関係)

第七 震災特例組合等の合併等の認可

一 機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等は、合併等を行おうとするときは、あらかじめ
、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。同時に、認可要件等を定めること。

二 一の認可を受けて合併等が行われた場合において、当該合併等に係る承継組合等があるときは、当該

承継組合等は信用事業強化計画を、農林中央金庫は信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないものとする。

(附則第十一条関係)

第八 総会等の特別議決に関する特例

震災特例組合等が第一の一の要請に係る優先出資を発行する場合における総会等の議決は、出席した組合員等の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができるものとする。

(附則第十二条関係)

第九 資本準備金に関する特例

特別対象組合等は、特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うため、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十二条第四項の規定にかかわらず、消却に必要な額に限り、資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができるものとする。

(附則第十三条関係)

第十 自己優先出資の消却に関する特例

一 特別対象組合等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項の規定にかかわらず、特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加するこ

とができるものとする。

二 特別対象組合等に係る特定優先出資等に係る優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により行う消却のほか、一により増加した剰余金の額をもって自己の特定優先出資等に係る優先出資を取得して消却を行う場合等には、総会等の議決によって消却を行うことができるものとする。

(附則第十四条関係)

第十一 認定の申請

特別対象組合等は、機構による特定優先出資等の取得があった日から起算して十年を経過する日(やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難である場合にあつては、当該日から一定の期間を経過した日)までに、第十二の認定又は第十三の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないものとする。

(附則第十五条関係)

第十二 信用事業が改善した旨の認定

一 特別対象組合等は、経営困難農水産業協同組合でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定

める場合は、信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び特別信用事業強化計画を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、当該特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を申請することができるものとする。

二 特別対象組合等が一による申請を行う場合には、農林中央金庫は、特別信用事業強化指導計画を主務大臣に提出することができるものとする。

三 主務大臣が特別信用事業強化計画等の提出を受けたときにおいて特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を行うための要件等を定めること。
(附則第十六条関係)

第十三 信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定

特別対象組合等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、資本整理等実施要綱を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を申請することができるものとともに、認定要件等を定めること。
(附則第十七条関係)

第十四 優先出資の消却に必要な金銭の贈与

認定特別対象組合等又は相手方組合等は、資本整理として特定優先出資等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、機構が、当該消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、指定支援法人と連名で、機構に申し込むことができるものとする。

(附則第十八条関係)

第十五 損害担保契約に係る損失の補填

認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、認定特別対象組合等又は相手方組合等において損害担保契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、機構に申し込むことができるものとする。

(附則第十九条関係)

第十六 機構の業務の特例

一 機構は、当分の間、農水産業協同組合貯金保険法第三十四条に規定する業務のほか、震災特例業務を行うことができるものとともに、震災特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、震災特例勘定を設けて整理しなければならないものとする。

二 機構は、第十三の認定に係る資本整理として特定優先出資等に係る優先出資につき消却等が行われたことに伴い震災特例勘定に損失が生じた場合には、一般勘定から、当該損失の額の範囲内に限り、震災

特例勘定に繰入れをすることができるものとする事。

(附則第二十一条から第二十三条まで関係)

第十七 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする事。

二 その他所要の規定を整備する事。